

回顧談——荒 秀教授

聞き手 戸波江二教授

戸波 荒秀先生は、一九九一年三月末日をもって筑波大学を定年退官されることになりました。つきましては、きょう

は、荒先生からこれまでの体験を踏まえられた貴重なお話をお伺いしようと思います。どうかよろしくお願いいたします。

荒 こちらこそよろしく。まあ、戸波君とは、二人三脚でこれまでやってきたわけだから、こちらの記憶があやふやなときには助けて下さい。

【東大大学院時代】

戸波 まず、先生のお若いころのお話からお伺いしたいのですが、先生が研究者になろうとお考えになつたきっかけは、どのようなものだったのでしょうか。

荒 ぼくは、昭和二十六年に大学を卒業したのですが、からだが強かったこともあつて、損保会社に就職しましたが、そこが単純でおもしろくなかつたので、何とかもつと勉強しようと考えて、大学院を受験したわけです。ですから、大学

院の試験は、内部からではなく、他大学の応募者と一緒に受験したわけです。

戸波 先生は、新制大学院の一期生として入学されたわけですが、どのような方がいらつしたのですか。

荒 行政法では、南さん（現一橋大教授）、神谷さん（元北大教授 没）と同期でした。それぞれ、ドイツ法・フランス法を専門としており、ぼくがアメリカ法で、ちょうどフランスがとれていました。もつとも、研究の面では、あまり相互の交流はなかつたですね。それに、あとから外間さん（現中央大法字部長）が入つてきました。

戸波 大学院での指導教官は、田中二郎先生でしたね。

荒 いや、杉村章三郎先生でした。学部では田中先生の講義を聞いたのですが、当時田中先生は外国留学中で、私は杉村先生にお願ひしたわけです。もつとも、南・神谷両氏は、雄川先生を通じて、田中先生に指導教官になつていただいたようですよ。

戸波 行政法を専攻された理由は何だったのでしょうか。

荒 それはまったくの偶然としかいいようがないのです。学部的时候は、民法の来栖先生のゼミをとり、議論は活発でとてもおもしろかったのですが、結局は行政法を専攻したわけです。父が警察官で、家には公法関係の書物が多かったということもあるかも知れません。また、田中先生の議論がスムーズで、それにひかれたということもあります。

戸波 当時の研究室の様子はどのようなものでしたか。

荒 ゼミは、杉村先生、田中先生の他に、東大の社研の鶴飼先生のゼミをとりました。その他に、行政判例研究会や公法判例研究会などもありましたが、指導教官の指導を直接に受けるということはなく、一人ひとりが自由に研究していましたね。まさに「たこつぼ」型といったところでしたね。今の行政判例研究会のように若い人達が皆で議論するというのとはとてもうらやましいですね。また、大学院の時代に、ゲルホーン教授やネイザンソン教授が東大において、共同研究ゼミに出ましたね。

【博士論文】

戸波 先生は、昭和三十五年に「アメリカ行政法における司法審査の範囲と時期の制限」という博士論文をお書きになっていますが、そのような研究テーマを選ばれたのはなぜ

でしょうか。

荒 当時は、行特法（行政事件訴訟特別法）の改正問題が盛んに議論されていて、行政法学全体の関心が訴訟法にありました。そこで、私も、修士論文ではアメリカのデクララトウリー・ジャッジメント（宣言判決）をとりあげ、博士論文でも、その延長として、アメリカの行政行為に対する司法審査について、主としてデービスの理論を基礎に研究をまとめたわけです。

戸波 博士論文を書かれる前に、アメリカに留学されていますね。

荒 留学の話は、今、立教にいる沢木君からの話で、沢木君が末延先生から留学の話をもらい、彼が行けないので代わりにどうか、というものでした。けれども、滞在費は出るのが旅費は出ないというので、フルブライトの試験を受けたところ、坂西志保さんなどの大物が試験官で、死刑制度について質問されてびっくりしましたが（笑）、何とかパスして出かけたわけです。大学は、テキサス州ダラスのザン・メソジスト大学の大学院で、我々にとつては名も知らないところですが、日本の裁判官が多く派遣されていたところです。大学の勉強は、特に行政法ということではなく、より広くアメリカ法全般について研究するというコースで、各科目について試験を受けなければならず大分苦労しました。留学中は、

寮で他国の学生と取っ組み合いのけんかをしたり(笑)、頼まれて教会で賛美歌を歌ったり、いろいろなことがありましたね。

【横浜国立大学時代】

戸波 先生は、最初に横浜国立大学に就職されましたね。

荒 就職については、他の話もありました。また、ゲルホーンさんから、国連の日本の法律職にこないかという話があり、田中先生にご相談したら、「お前は研究者をやめるのか」と止められましたね(笑)。結局、横浜国大に就職したのですが、行ったところが学芸学部ということで、いろいろな科目の先生が一緒に、とても楽しかったのですが、法律の先生は少なかったですね。成田さんは経済学部で、成田さんの外国出張中は講義を手伝うなどしていましたが、当初の話では、「近いうち法学部をつくるから」ということだったのですが(大爆笑)、それもなかなか見通しが立たないので、それでは筑波へということになったわけです。

戸波 横浜国大時代には何を研究しようと考えられたのでしょうか。

荒 当初は、アメリカ法の研究を通じて、政治的・経済的背景によって行政法の理論がどのように変化していくのかということに勉強しようと思っていました。ところが、研究

を進めていくと、たとえば、アメリカ行政法には大陸法のよ
うな明確な体系がなく、しかも、州によってその内容がそれ
ぞれ異なるので、それを研究してどれだけ学会に寄与できる
か疑問になってきました。それと同時に、そのころに、神奈
川県から、開発審査会や建築審査会の委員になってほしいと
いう依頼があり、それをお引き受けして、建築基準法や都市
計画法を勉強することになったわけです。そもそも、行政法
では各論が大切だと私は考えていますので、そこで、自分で
独自の勉強をすることになりました。

【筑波大学の開学当初】

戸波 筑波大学へ移られるきっかけは、どのようなもの
だったのでしょうか。

荒 直接には、綿貫先生からお話があったのですが、それ
まで教育大で非常勤をしていたという関係もあったので
しょう。宣伝としては、筑波大学は学内行政に関与しなくて
もよいということだった(笑)、つまり、中央の集中管理だけ
ら、ということだったのです。

戸波 筑波大学の発足当時はどのような状況でしたか。

荒 はじめは、まだ大学の建物が建っていませんでしたので、
最初は代々木のオリンピック選手村で学生を受け入れて講義
をしましてね。それから体芸棟ができて、そこへ移ったので

すが、講義室も研究室も図書館も一緒でした。いわゆる「長ぐつをはいて」というのもこのころのことですね。そのころの記憶では、土浦駅を降りると「軍艦マーチ」がじゃんじゃん鳴っていたことや、バスに乗って花室あたりまでくると、トン舎の臭いがブーンとただよってきたことが思い出されますね(笑)。そのあと、荒川沖からバスが出るようになって、バスの席をとるために、ホームから駆け足をしたり(笑)、バスを待つ列が駅の階段まで続いていたことなどもありましたね。

【福田執行部と社会科学系】

戸波 大学行政の点では、発足当初はどうだったのでしょうか。

荒 教育大からの移行ということですが、筑波移転の原動力になったのは、何と言っても元学長福田氏であり、「福田体制」が支配したわけです。そして、それはあらゆる面で強引とも言える力を用いたのですが、政治力は大きかったので、政治家とも結びついていたようです。また、理科系の人も福田さんの力で理科系の拡充を図り、そのために福田体制は長く続いたといえます。それとの関係で、社会科学系についていうと、教育大では文学部のなかに「社会科学科」があったようですが、当時は、法律では綿貫さん、高原さん、民法で

は磯野さん、東北大に行った太田さんがいました。また社会学では優秀な方がいましたが、移転反対で誰も筑波にはこなかった。それから、法律では磯野さん、太田さんが転出される。経済ではほとんどが移転反対で、三瀧さんと大島さんがこちらにこられたわけです。

戸波 このころは、社会科学系では、経済の発言力が強かったと聞いていますが。

荒 三瀧さんは統計学なのだけれど、マル経で、基本的に反福田で、それに加えて、降旗さんというマル経の方がこられたわけです。それに、本山さん、小松さんという教育大出身の人が加わってくる。しかし、その人事は、大島さんが別に「身内」を集めたというわけではなく、そもそも、創設当初の筑波大学に対する批判のために、人を集めにくかったという事情があったのではないかと思います。それはともかく、経済については、執行部はマル経に好意を持たなかったようです。

戸波 福田執行部とマル経の対立は、どのようなものだったのですか。

荒 三瀧さんは、教育大時代からのつきあひもあって、福田さんをごんごん批判する。また、松浦さんとのやりとりなどでも強い調子でやりあう、ところが、最後にはやあやあといって握手して帰ってくるなど、ほくにはとてもできない

芸当をやっていました(笑)。降旗さんについては、降旗さんが本などを出して執行部批判をするようになって、決定的に対立するようになりました。降旗さんという人は慎重な人で、本を書くときでもしつぽをつかまれないように考えていたようです。そういうわけで、社会科学系は執行部から特ににらまれており、法律強化ということで、執行部に直訴にいたら、福田さんにさんざん文句をいわれた(笑)。

戸波 その時には私もおとしたのですが、法律の弱体の現状と強化策について説明しようとしたら、福田さんから、開口一番、「なぜ降旗を学類長にしたのか」と三〇分間風が吹きまくりましたね(笑)。

荒 ともかく福田さんの頭にあつたのは、社会科学というものは、理科系の発展を妨げるものだということのようにした。つまり、筑波研究学園都市といつても、社会科学無視学園都市なわけで、現実に来ている社会科学系の機関はあまりない。それにまた、現在はハイテクとエコノミーの時代で、テクノロジーと経済によって世界が動いているわけで、皮肉にも、ある意味では執行部は将来を見通していたのかなという感じもします。

【法律専攻の実状と強化の試み】

戸波 社会科学系のうちで、法律専攻はどうだったのです

か。

荒 はじめは、綿貫・高原両氏が教育大からやってきて、小松・南・椿・阿南・中馬・島の各氏、その後には大越・高見・三谷・新美の各氏と徐々に整ってきました。ぼくなどはじめは、法学や憲法をもたされて、往生しました。行政法を担当するようになってから、光文書院の「精解行政法」上下という厚い教科書をつかつて、情熱に燃えてやったわけですが、なにぶんにも、六法もカバーできない、地方大学よりもスタッフが少ない、カリキュラムも不十分ということだったので、これを強化しなければならぬと考えていました。しかし、そのうちに、綿貫さんがいなくなる、高原さんがお亡くなりになる、阿南・椿さんがいなくなる、高見・大越・三谷さんがいなくなると、昭和五十六年から五十八年ごろにかけての短い期間の間に法律スタッフがどんどんいなくなつて、一時期、筑波は「草刈り場」といわれたほどでした。そして、その原因の一つに、法律が極めて弱体だということがあり、これではだめだということで、法律を強化することに本腰を入れて取り組んでいったわけです。

戸波 具体的には、どのようにされたのですか。

荒 まず、学系長(昭和五十七・五十八年)のときに、社会科学系から法律を独立させることとの関係で、学系を四つに分けるという概算要求を出したわけです。これについて

は、学系の皆さんから支持を得られたのですが、しかし、学系を分けても教官定員の増加につながらない、そこで、学類分離案を出していったわけです。

【法律学類新設の要求】

戸波 社会学類の概算要求については、確か、三階学類長の時代に、社会学類の定員を八〇名から一二〇名へという概算要求がありましたね。

荒 そうですね。しかし、それでは法律の強化という点では不十分なので、学類分離案を主張したわけです。これに対しては、他の専攻から、法律を分離した場合に、残った政経・社はどうなるのかと反論され、法律としては、法律は出て、基礎法学的なものは残すとか(笑)、また、法律の定員をもつていつてしまうと困るので、法律の定員は残したまま新しい学類をつくるのだとか(笑)、いろいろな案を出しました。ところで、このような学類分離とは別のかたちで、国際関係学類を新設するという問題がおこりました。そのときに、第三学群をつくって、その中に法律を入れるという議論がありました。そのときに阿南さんと意見が分かれました。阿南さんは、「法律は中級国家公務員試験が受かる程度でいい」というのです。そこで、ぼくは、「そんなことはない」と反対したわけです。

戸波 しかし、第三学群構想というのは、私が筑波大学にきた昭和五十七年には既に立ち消えになってしまっていました。

荒 そうでした。第三学群構想は早々と消滅したのですが、その後、国際関係学類の新設にともない、主として政治専攻を中心として、それに協力するかどうかで大いにもめたわけですね。ところで、法律強化については、その後、執行部のほうから、社会学類のなかだけで議論してはだめだといわれ、それで、法律学類設置準備委員会なるものをつくり、外部の方に入っていただき、次に、各学群長をも含めて構成した委員会をつくって検討したりしました。けれども、それは二、三回開催した後大学院問題に移行します。このような委員会設置を示唆したのが松浦元副学長で、第一・第二学群長や柴川さんなどが参加してくれましたね。

戸波 委員会方式は、社会学類内部の了解が得られないために採った措置ですが、やはり社会学類内部から合意を得ていくことが必要だったように思います。

【夜間修士課程の新設】

荒 そのころから、大塚の跡地利用の関係で、何とか跡地を確保したいという執行部の思惑から、そこに大学院をつくってはどうかという話がありました。そこで、我々

としては、学類新設の主張を一時期棚上げにして、夜間修士課程をつくってスタッフを増やすことが得策であるということになりました。けれど、それから先はすったもんだの大騒ぎになり(笑)、大変苦勞しましたが、ともかくも夜間修士課程はできあがったわけです。

戸波 夜間修士大学院は、当初私たちが考えていたような、一般的な法律実務の研修コースという形態とは、かなり違ったものになりましたね。

荒 なぜ今のような形態のものになったのか、ぼくはわかりません。憶測なのですが、東大で我々が考えていたような大学院をつくろうとしていたので、筑波大学はそれと違うものでなければいけない、まずは夜間で、そして取引法というかたちで焦点をしばらくとしたのではあるまいか、などと考えています。

戸波 夜間修士課程については、先生もいろいろと苦勞されましたね。

荒 人事について、あとの見通しがどうなるかわからないので、じっとタイミングを考えながら、これで大丈夫だというので動き出したら、結局だめになって、あれはマイツてしまったね。履歴書などももらって、大学院課の課長にもっていったこともありましたが、結局不義理をすることになってしまいました。また、修士課程について一応の案ができた

ら、途中からある他専攻の先生が自分の分野にもポストをよこせと言いつ出して、そして、その話を担当副学長にしたところ、「いいじゃないか、ご祝儀だから二、三人やってはどうか」といわれて(笑)、腰を抜かしました。

【学系長、学類長時代の紛争】

戸波 先生は、学系長を二度、学類長を一度務めておられますが、そのときの問題というと、何だったのでしょうか。

荒 学系長、学類長時代の思い出というと、今から考えると、経済の人事問題がずっと引き続いていったということなのでしょうね。

戸波 昭和五十二年の最初の学系長の時には、とりたてて問題はなかったのですか。

荒 あの時、南さんの病氣辞任のあと三か月間リリーフをして、一年三か月ほど学系長をしたのだけれど、そうそう、学系長になったときに副学長から呼び出されてね。その当時に、ある近経の先生がいて、その先生は執行部が直接採用した人事だったので、経済の先生方はその先生の社会科学系へのはりつけを拒否して、会議にも出て来るなどという。副学長はそれを何とかせよというのですね。そこで、ぼくは困ってしまって、副学長に手紙を書いて「ぼくは新米なのでとてもできない」(笑)。そこで副学長もそれではしかたがないと

いうことで、結局、その先生は他の大学に移られましたね。

【臨時増のポスト配分問題】

戸波 社会学類の臨時定員増にからんで、臨時ポストの配分が問題になったのは、先生が学類長のところで、昭和六十一年のときでしたね。

荒 その手始めは当時の学系長おろし問題と言えるでしょう。発端は、経済の予算の使い方に関連して、当時の学系長が、年度末の予算を心配して、予算の使い方について経済に注意した。それが経済への干渉だということで学系長批判の火蓋が切られたわけです。ところが、それが問題となつたのは、実は決算の承認が終わつてからなんです。

戸波 学系長批判は延々と続きましたね。

荒 ぼくは、徳田さんを援護したわけです。つまり、学系長が予算のことを心配するのは当然だと。それから、私も同じというラインで眺められるようになってしまった。それから「荒憎し」ということになってね。学系長おろしは、高野副学長や執行部まで巻き込んでね。それに学長選がからんで、松浦擁護ということで非難されることになりました。戸波 臨時増ポストを四つの専攻でどのように配分するかは、教授昇任人事ともからんで、大問題になりましたね。

荒 臨時増で、教授二、助教三という定員がきて、特

に教授二をどの専攻に配分するかが問題となり、委員会をつくった。その委員会を延々十二、三回開いて、いろいろな案が昇格の対象となつている先生方を含めて五つの案が出てきて、どうしたらよいか困った。そのときに、政治と社会学は教授はいらないといつてきたので、法律と経済で教授を一つづつ、それに法律は学生数に比べて教官定員が少ないので、助教授一としましょうということでした。そうしたら、三月の最後の学類会議にそれを出したわけです。そうしたら、「これは陰謀である」と言われて、僕は「そんなことをいうなら、会議はこれで解散する！」（大爆笑）。

戸波 いわゆる荒先生の「テーブルたたき激怒事件」ですね（笑）。

荒 次の学類長には長尾さんがなりましたが、四月は冷却期間で、五月にぼくの提案が結局通りました。そのあと、長尾さんが筑波をやめて、経済の教授の空きポストが四つになつて、それで経済の人事問題が争われることになつたというわけです。

戸波 先生のお話をお聞きすると、激動のなかを常に中心になつて苦労されてこられたわけで、筑波では研究だけしていればよいという当初の目論見は無残にも打ち砕かれましたね（笑）。

荒 長を五年とちよつとやっているでしょう。筑波で十

七年だから、三分の一弱は長をやっている。最初のころはよるずやで、いろいろな委員をしました。中央図書館運営委員のとき、綿貫さんから外国の公書に関する図書を集めてこいといわれ、苦労して文献をさがしてみたり、家内に図書リストの清書を頼んだり(笑)。

【筑波大生と教育】

戸波 筑波の学生について、何か思い出はありませんか。

荒 学生処分については、随分困ったことがありますね。一つは学生が先生を轢いてしまったことです。その学生はいい学生で、けれども賠償する能力はなく、先生のほうはいまは幸に教壇で教えられています。もう一つは困った学生で、万博のときに、いい椅子に目をつけておき、夜になってその椅子をとりにはいつて、出てきたところを警察につかまってる。ほくが戒告をしたのだけれど、「権利のための闘争」か何かの文句を引用して、財産というのは個人の人格の産物だ、とか何とか言ってる(笑)。ところがその当の学生がまた、よっぱらい運転で、三郷の料金所に車をぶつけて(笑)、それは高野さんが口頭注意をしてね。

戸波 学生の教育という点ではどうでしょうか。

荒 ほくは、桐法会の顧問をしてきましたが、桐法会では毎年憲法講演会を開催しており、学生が著名な先生の警咳

に接することができてとてもよかったです。また、最高裁にも、二度、ゼミの学生を連れていっていますね。岡藤さんのときと伊藤さんとね。学生についていうと、ひとつ意外だったのは、精解行政法を使って講義をしたときに、ある学生から「先生がああ教科書を使ったので時間がとられ、ほくは他の勉強ができなかった」と言われて反省したことを覚えています。しかし、司法試験には、初期のころの学生はけっこう入っている、学生に勉強する気持ちは植えつけたのではないかと思っています。ただ、学系長や学類長をやっていたときには、どうしても授業のほうは手薄にならざるをえないので、長に対する授業担当は少し配慮してあげることが必要ではないでしょうか。それから、学生に対してだけれども、ゼミではあまり議論が活発ではないので、学生には、どんでん発言してほしいと思いますね。

【筑波大学の問題点と要望】

戸波 これまでのことを振り返って、筑波大学の問題点というとなんになりますか。

荒 まあ、いろいろあるけれど、一言でいえば、もっと法律分野を大事にしてほしいということだね。日本の大学ではどこでも法学部は重要な地位に置かれているけれど、筑波では一番圧迫されているという感じですね。現在、筑波には

公務員の就職対策委員会というのがあって、公務員試験の第一種の成績不振が問題となつてゐるけれど、そもそも、筑波の社会学類は「学際的」という看板を出してゐるわけで、それからすれば、公務員試験や司法試験に受からないというのは、皮肉なことだけどむしる建学の理念が「実現」されてゐるとも言えるのですね。

戸波 退官されるにあつて、大学全体について何かご意見をいただけますか。

荒 それは何といつても、法律の強化であつて、法律学類となるのか、専門学群としての法律学群となるのかはわからないけれど、ともかく、それがほくの「悲願」ですね。まあ、筑波にきてはじめてから思つていて果たしえなかつたことだけ。ただ、夜間修士大学院の新設によつて、法律は若干強化されることになつたけれど、大学院と筑波との交流、教官や学生レベルでの交流ができることを切に願つています。

【土地法の研究について】

戸波 先生の専門のご研究に関連して、現在の土地法制の問題についてお話しいただけますか。

荒 土地問題とか街づくりとかについて問われたとき、率直にいつて絶えず「無力感」を感じるのですね(笑)。

なぜかという、それは法解釈の問題ではなく、「政策」の問題だからです。たとえば、第二常磐線について、検討委員会の委員として、国土利用計画法の規制区域の使用を主張したのですが、国土庁の人達は全然問題にしてくれなかつた。結局、地価高騰が進んでしまつたわけですが、ほくが思うに、地価高騰の原因は金融の緩和にあつて、要するに金余りで、そのため地価を高めることになつた。そのようなことは、専門家は当然わかつていたことで、日銀などもあとで反省していたけれど、しかし適切な規制をやらない。ということ、それは、結局、政策と政治の問題で、法律家は手も足もでなかつた、そこで無力感を感じるというわけです。

戸波 法律で規定されている規制権限を、なぜ発動しないのでしょうか。

荒 たとえば、今度、政府が監視区域を法定しようとしたところ、東京都知事がそれに反対したが、その理由といえば、「それでは職員の数を増やさなければならぬ」(笑)。しかし、本当は経済体制の支配層から圧力がかかつてゐるのだと思ひます。それに、日本では六〇%は地主だといわれ、零細な土地所有者が沢山おり、彼らも地価の上がることを否定しない、という事情がある。そういう理由で規制区域の指定がなされず、たかだか監視区域にとどまつてゐるといふわけです。そして、そのバックには「支配層」が控えており、土

地政策、都市政策はその影響の下で行われている。

戸波 現在存在している法律さえ生かされておらず、土地政策が欠如しているということですね。

荒 今までの土地政策は、「都市づくりのための政策」とはいえないということだと思います。サラリーマンが一生働いても土地や家を買えないというのはどう考えても由々しき問題です。このようなときには、学会は声明文を出すなど、何らかの運動をしなくてよいのか、という気がします。それに、現在ある法律が十分に利用されていないことその他に、法律そのもののつめが甘いということがあると思うのです。つまり、たとえば、不明瞭な条文ではない立法、抜け道のない立法をきちんとするとか、あるいは、通達によって内部基準をはっきりさせるとかが必要なように思います。

戸波 具体的には、どういうことでしょうか。

荒 たとえば、今、開発利益について勉強しているのですが、損失補償といえば土地利用規制を受けた人に対してその損失をカバーしていくというものです。ところが、現実の土地政策では、国の施策によって利益を得ている人がたくさんいるわけです。たとえば、大きい道路がつくられると、その沿線の人は大きな利益を得ている。あるいは、開発許可について考えてみると、開発許可を業者に与えること自体が業者に利益を与えていることになる。そこで、そこから利益

を吸収して、それを損失補償にまわしていくというような方法を考えて、つまり、都市づくりとか土地利用とかをトータルに考えて、そこでの利益・損失を一体としてとらえていかなければならないと思うのです。現在、都市計画法には規定があるので、抽象的な規定にとどまっています。

【行政法学への提言】

戸波 行政法全般について、何かご意見をお聞かせただきたいのですが。

荒 基本的に、総論よりも各論の開拓、掘り起こしをすることが必要ではないかと考えています。これまで、租税法とか経済法とか教育法などが、各論のなかから独立していつていますが、そのような傾向が強くなると、行政法総論として残るものは何なのか。公法原論というかたちになるのか、それともアメリカのように手続法というかたちで残っていくことになるのかが問題ですが、ぼくは、何よりも各論開拓が必要ではないか、そして、実務に対して必要なことを提供するのが大事ではないか、と思うのです。もともと、この点は異論もあります。それから、行政法総論についてというと、やはり、「法律による行政の原理」の再検討ではないでしょうか。行政指導などに対する非難が強く、特に指導要綱に対する建設省のしめつけも強くなっていますが、だからといって、

行政指導や指導要綱はなくならないと思う。こういった法律によらざる行政について、現実をしつかりつかまえることが必要だと思えます。

戸波 先生の業績を拝見すると、いつも下の方から、実務を踏まえて、実証的な研究をされておられるように思います。それにまた、先生は、公害問題にしても、自然環境保護の問題にしても、常に新しい分野に取り組まれておられますね。

荒 それは、既に開拓されているところをさらに深めることも大切ですが、やはり、ぼくは、新しく提起され、しかも、誰にもやられていないところを研究することに魅力を感じますね。

【審議会・委員会への貢献】

戸波 先生の履歴書を拝見すると、ものすごい数の委員をなさっていますね。

荒 横浜にいたときには、開発審査委員・建築審査委員をし、中央では中央公害対策専門委員をなさりましたが、茨城県でも随分やらされました。それは、大学の方針として、「地域社会への奉仕」ということがいわれたので、こっちは一生懸命に委員をやったのですね。茨城県の公害審査委員会として霞ヶ浦の水質問題について審査をし、公害紛争調停委員としては、万博のときに問題となった土浦市の高架道路の紛

争調停もしました。霞ヶ浦の富栄養化防止条例や情報公開の条例制定にも関与しました。けれども、茨城県の会議はシンディ仕事でした。というのは、会議で東京から水戸までわざわざ出かけてまる一日消費してしまうということもありましたからね（笑）。

戸波 沢山の委員の依頼があったのは、行政法という専門や、先生の博識のこともありですが、先生のお人柄ということが大きかったのだと思えますが。

荒 いや、それよりも、神奈川や茨城という地域との関係が強かったせいでしょう。

戸波 プロ野球の選手会の理事もなさっておられますね。

荒 あれは、プロ野球の選手が選手会をつくろうとしたところ、それでは、選手の協同組合的なものでは公益法人にならない、といわれ、そこで、野球活動の普及ということを運動方針のなかに入れて、選手会が公益法人として申請する。そのためには、理事は選手だけではだめで、そのなかに大学の先生などをいれたほうがよい、ということだったようです（笑）。もっぱら、文部省の公益法人の認可のためだったのですね。

戸波 学問的にも、社会的にも、また、筑波大学の発展のためにも大活躍されてこられた荒先生が筑波大学から去られるのは、とてもさびしいのですが、どうかこれからもますます

すゞ活躍下さい。

荒 どうも有り難う。筑波大学の一層の発展を祈っています。